

法第4条および第5条に基づく措置の実施状況

法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1	225	1	225	8	598	9	609	11	778	18	961	21	1,504	22	1,539	23	1,554	28	3,091	
うち、実行に係る貸付債権	0	0	0	0	5	278	7	372	7	372	9	542	19	1,268	20	1,303	21	1,318	25	2,578	
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	
うち、審査中の貸付債権	1	225	0	0	2	94	0	0	2	169	7	183	0	0	0	0	0	0	1	277	
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	1	225	1	225	1	225	1	225	1	225	1	225	1	225	1	225	1	225	
	平成24年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末		平成25年 6月末		平成25年 9月末										
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額									
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	33	3,400	40	3,441	40	3,441	43	3,999	43	3,999	43	3,999									
うち、実行に係る貸付債権	28	2,872	37	3,195	37	3,195	40	3,759	40	3,759	40	3,759									
うち、謝絶に係る貸付債権	1	10	1	10	2	20	2	20	2	20	2	20									
うち、審査中の貸付債権	3	291	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0									
うち、取下げに係る貸付債権	1	225	1	225	2	234	2	234	2	234	2	234									

法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	3	60	17	267	26	360	31	478	31	478	34	532	36	560	36	560	36	560	36	560	
うち、実行に係る貸付債権	0	0	7	159	16	250	26	414	26	414	27	419	29	457	30	466	30	466	30	466	
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち、審査中の貸付債権	3	60	6	64	5	45	0	0	0	0	2	47	1	9	0	0	0	0	0	0	
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	4	44	5	64	5	64	5	64	5	64	6	93	6	93	6	93	6	93	
	平成24年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末		平成25年 6月末		平成25年 9月末										
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額									
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	41	611	44	655	50	702	52	733	52	733	52	733									
うち、実行に係る貸付債権	32	487	36	532	40	560	43	597	43	597	43	597									
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
うち、審査中の貸付債権	2	21	1	20	3	39	1	6	0	0	0	0									
うち、取下げに係る貸付債権	7	102	7	102	7	102	8	129	9	135	9	135									

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。